

JBMS

複写機・複合機の図記号

Graphical symbols for Copying machines and Multi-function machines

JBMS-83 : 2018

(2023 確認)

平成 30 年 5 月改正

(May, 2018)

一般社団法人 **ビジネス機械・情報システム産業協会**

Japan Business Machine and Information System Industries Association

ユーザーインターフェイス・デザインプロジェクト/
ビジュアルランゲージワーキンググループ委員構成表

(委員長)	倉田	信	株式会社リコー
(委員)	糟谷	千里	コニカミノルタ株式会社
	大江原	容子	コニカミノルタ株式会社
	松田	高志	シャープ株式会社
	磐井	征博	富士ゼロックス株式会社
	花田	直人	京セラドキュメントソリューションズ(株)
	仙敷	保典	キヤノン株式会社
(オブザーバー)	有賀	累威	セイコーエプソン株式会社
	尾中	竜一	村田機械株式会社
	山口	麻日奈	東芝テック株式会社
(事務局)	鈴木	正敏	一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

標準化センター JBMS 推進専門委員会委員構成表

(委員長)	小林	誠	コニカミノルタ株式会社
(委員)	本橋	敦	株式会社リコー
	白附	好之	富士ゼロックス株式会社
	西川	勝正	キヤノン株式会社
(事務局)	鈴木	正敏	一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

規格番号：JBMS-83

制定：平成23年4月20日

改正：平成30年5月18日

原案作成：標準化センター／ユーザーインターフェイス・デザインプロジェクト／ビジュアルランゲージワーキンググループ

審議：一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会 標準化センター JBMS 推進専門委員会

制定：一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会 標準化センター

この規格についての意見又は質問は、一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会 標準化センターへお願いいたします。

〒108-0073 東京都港区三田3-4-10 リーラヒジリザカ7階 Tel 03-6809-5010 (代表)

目 次

	ページ
序文 (Introduction)	1
1 適用範囲 (Scope)	1
2 引用規格 (Normative references)	1
3 用語及び定義	1
4 登録図記号一覧	2
解説	26

まえがき Foreword

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

This standard is copyrighted work protected by copyright laws.

Attention should be drawn to the possibility that a part of this Standard may conflict with a patent right, application for a patent right after opening to the public or utility model right which have technical properties. The Japan Business Machine and Information System Industries Association is not responsible for identifying the patent right, application of a patent right after opening to the public and utility model right which have the technical properties of this kind.

ビジネス機械・情報システム産業協会規格
Japan Business Machine and Information
System Industries Association Standard

JBMS-83 : 2018
(2023 確認)

複写機・複合機の図記号

Graphical symbols for Copying machines and Multi-function machines

序文 (Introduction)

この規格は、JIS B 0139 を補完する図記号の規格である。

This document is a standard of graphical symbols to supplement JIS B 0139.

1 適用範囲 (Scope)

この規格は、複写機、プリンタ、ファクスなどの機能を含む複合機（以下、複合機という。）を使用者が操作するときの支援のための図記号について規定する。これらの記号は、他の適切な応用分野で用いてもよい。

This standard specifies graphical symbols that support to operate multi-function machines including functions for copying, printing and faxing (hereinafter, called multi-function machines). These graphical symbols may be used in other appropriate applicable field.

2 引用規格 (Normative references)

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

The following referenced documents are indispensable for the application of this document. For undated references, the latest edition of the referenced document (including any amendments) applies.

JIS B 0139 複写機・複合機—図記号

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JIS Z 8221 の規格群による。図記号の詳細は、名称、英語名称、番号、適用、使用上の注意、参考文献及び図記号によって構成する。各図記号においては、“適用”で、各図記号の適用範囲を示し、必要があれば“使用上の注意”で補足を行う。図記号作成に際し、参考にした規格については、参考文献に記載した。登録図記号の一覧表を表 1 に示す。

注記 図記号の名称は参考とする。

表 1－登録図記号一覧

番号	図記号の名称	英語名称	記 事
001	感光体ユニット	drum cartridge	・削除（2015年） ・IEC 60417-6221 登録
002	機器状況確認	device status	・登録（2011年） ・一般図記号の“i”はIEC 60417-6222 登録
003	アドレス帳	address book	・削除（2015年） ・IEC 60417-6223 登録
004	言語切り替え	language selection	廃止（2015年）
005	設定	setting	改正（2015年）
006	くず（屑）の廃棄	removing waste	・削除（2015年） ・IEC 60417-6219 登録
007	認証	authentication	・削除（2015年） ・IEC 60417-6236 登録
008	印刷面（表）横向き	printing side face up (horizontal)	登録（2013年）
009	印刷面（裏）横向き	printing side face down (horizontal)	登録（2013年）
010	ホーム	home	登録（2015年）
011	戻る	back	登録（2015年）
012	ステープル（ホチキス）針 補給	add staples	登録（2015年）
013	コピー（IDカード）	copy (ID card)	登録（2015年）
014	タブ（インデックス）紙	tab (index) paper	登録（2015年）
015	洋形封筒	envelope	登録（2015年）
016	洋形封筒（フラップ開）	envelope (flap open)	登録（2015年）
017	長形封筒	envelope	登録（2015年）
018	長形封筒（フラップ開）	envelope (flap open)	登録（2015年）
019	折れた紙	Creased paper	登録（2018年）
020	カールした紙	Curled paper	登録（2018年）
021	パンチ済み紙	Hole-punched paper	登録（2018年）
022	濡れた紙	Wet paper	登録（2018年）
023	付箋がついた紙	Paper with a tag	登録（2018年）
024	インクジェット紙	Inkjet Paper	登録（2018年）
025	はがき	Postcard	登録（2018年）
026	紙幣のコピー禁止	Never Copy Banknote	登録（2018年）
027	切手のコピー禁止	Never Copy Stamp	登録（2018年）
028	デバイスタッチエリア	Device touch area	登録（2018年）

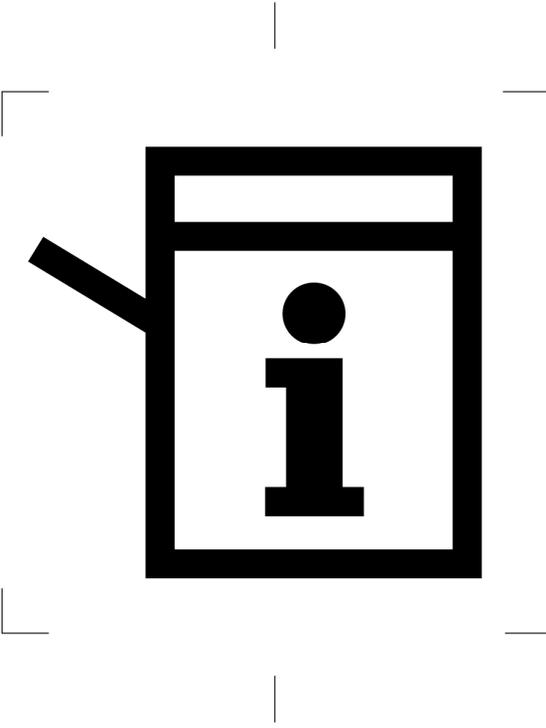
<p>名 称</p>	<p>機器状況確認 Device status</p>	<p>番 号</p>	<p>002</p>
			
<p>適 用</p>	<p>1. 機器の状態を確認するための表示に使用する。</p>		
<p>使用上の注意</p>	<p>1. 確認する内容，状態については限定しない。</p>		
<p>参考文献</p>	<p>IEC 60417-6222, ISO 7000-2026</p>		

図 1 “機器状況確認”の図記号

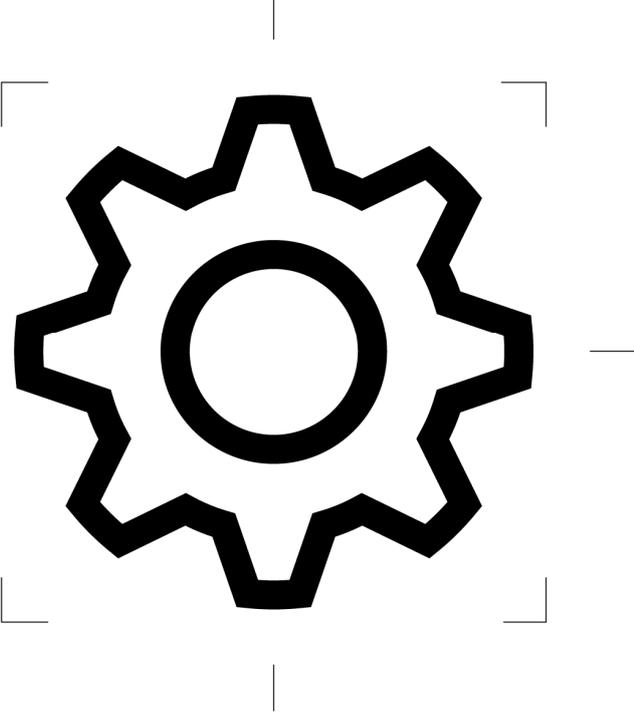
<p>名 称</p>	<p>設定 Settings</p>	<p>番 号</p>	<p>005</p>
			
<p>適 用</p>	<p>1. 機器の設定を変更する機能の表示に使用する。</p>		
<p>使用上の注意</p>			
<p>参考文献</p>			

図2 “設定”の図記号

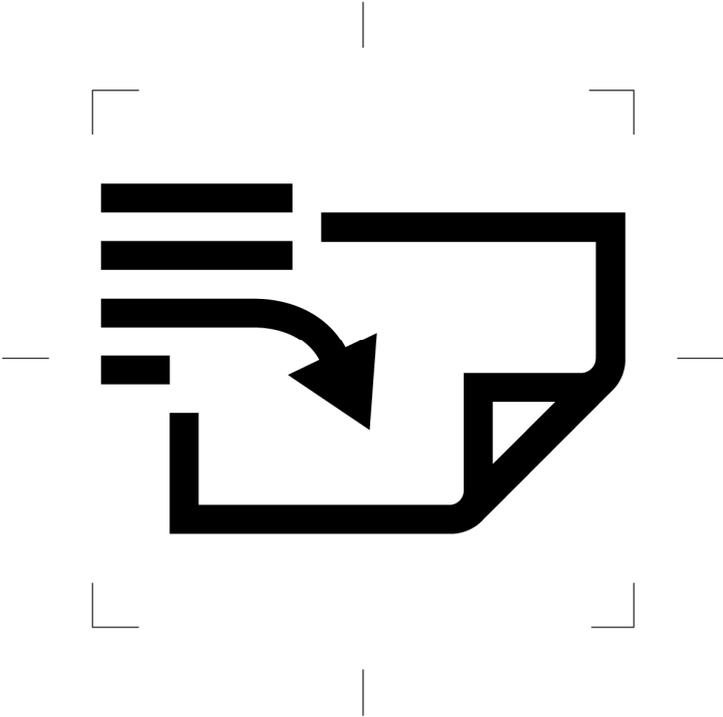
<p>名 称</p>	<p>印刷面（表） 横向き Printing side face up (Horizontal)</p>	<p>番 号</p>	<p>008</p>
			
<p>適 用</p>	<p>1. 用紙をセットする場所の表示に使用する。 2. 印刷面が表面であることの表示に使用する。</p>		
<p>使用上の注意</p>	<p>1. JIS B 0139-045 の応用として横に向けたものである。</p>		
<p>参考文献</p>	<p>IEC 60417-6239, JIS B 0139-045</p>		

図3 “印刷面（表）横向き”の図記号

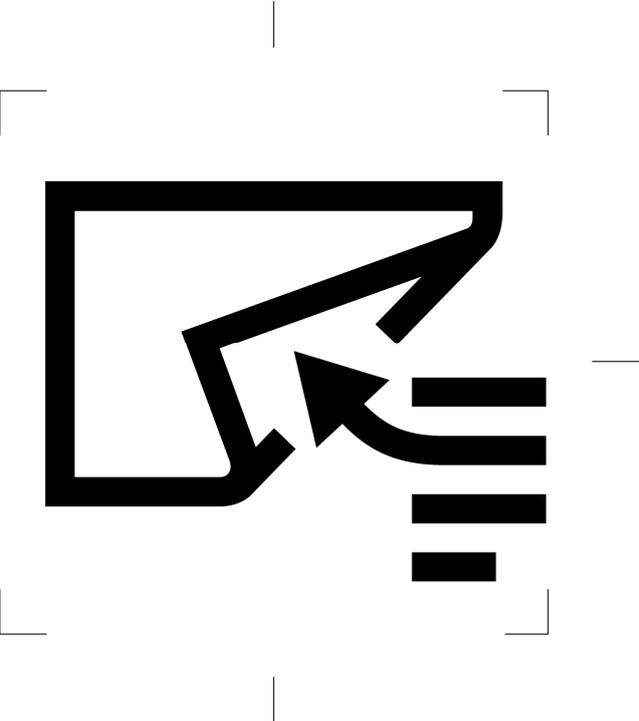
<p>名 称</p>	<p>印刷面（裏） 横向き Printing side face down (Horizontal)</p>	<p>番 号</p>	<p>009</p>
			
<p>適 用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 用紙をセットする場所の表示に使用する。 2. 印刷面が裏面であることの表示に使用する。 		
<p>使用上の注意</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. JIS B 0139-046 の応用として横に向けたものである。 		
<p>参考文献</p>	<p>IEC 60417-6240, JIS B 0139-046</p>		

図 4 “印刷面（裏）横向き”の図記号

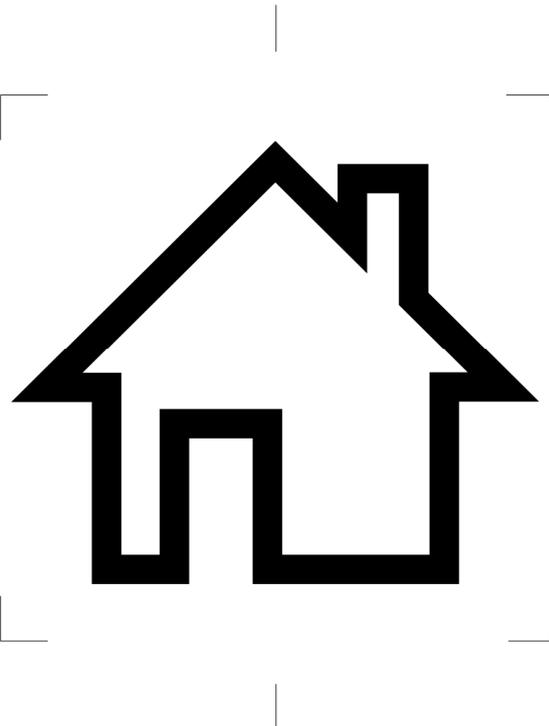
名 称	ホーム Home	番 号	010
			
適 用	1. 操作の起点となる画面を呼び出す機能の表示に使用する。		
使用上の注意			
参考文献			

図5 “ホーム”の図記号

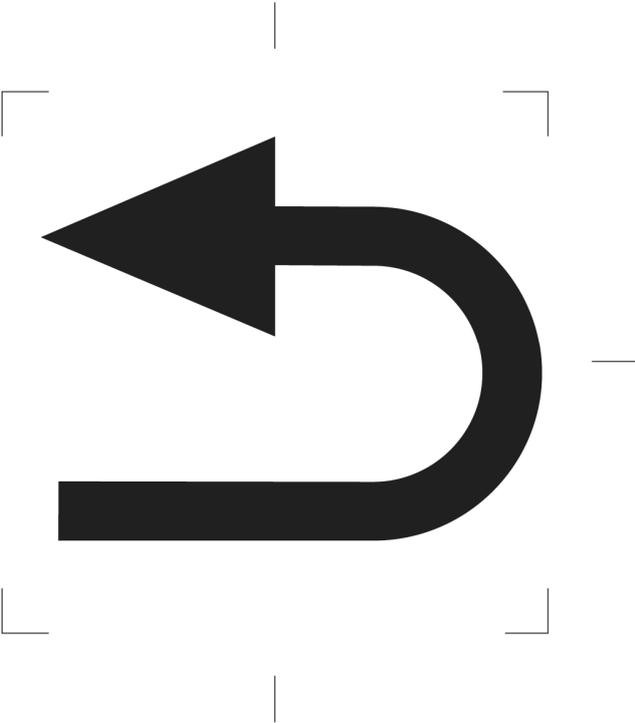
<p>名 称</p>	<p>戻る Back</p>	<p>番 号</p>	<p>011</p>
			
<p>適 用</p>	<p>1. ひとつ前の画面に戻る機能の表示に使用する。</p>		
<p>使用上の注意</p>			
<p>参考文献</p>	<p>IEC 60417-6051B</p>		

図 6 “戻る” の図記号

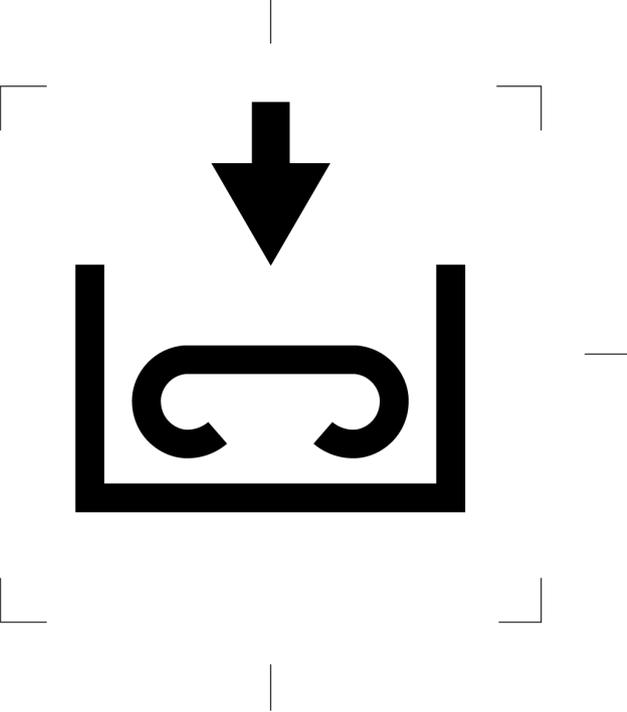
<p>名 称</p>	<p>ステープル（ホチキス）針補給 Add Staples</p>	<p>番 号</p>	<p>012</p>
 <p>The icon consists of a large black downward-pointing arrow above a stylized black tray. Inside the tray, a staple is shown with its two prongs pointing outwards. The entire icon is enclosed in a square frame with L-shaped corner markers at the top-left, top-right, bottom-left, and bottom-right.</p>			
<p>適 用</p>	<p>1. ステープル（ホチキス）針の補給を指示するための表示に使用する。</p>		
<p>使用上の注意</p>			
<p>参考文献</p>	<p>ISO 7000-0703</p>		

図7 “ステープル（ホチキス）針補給”の図記

<p>名 称</p>	<p>コピー (ID カード) Copy (ID Card)</p>		<p>番 号</p>	<p>013</p>
				
<p>適 用</p>	<p>1. ID カードの表と裏とを 1 枚の用紙にまとめてコピーする機能の表示に使用する。</p>			
<p>使用上の注意</p>				
<p>参考文献</p>				

図 8 “コピー (ID カード)” の図記号

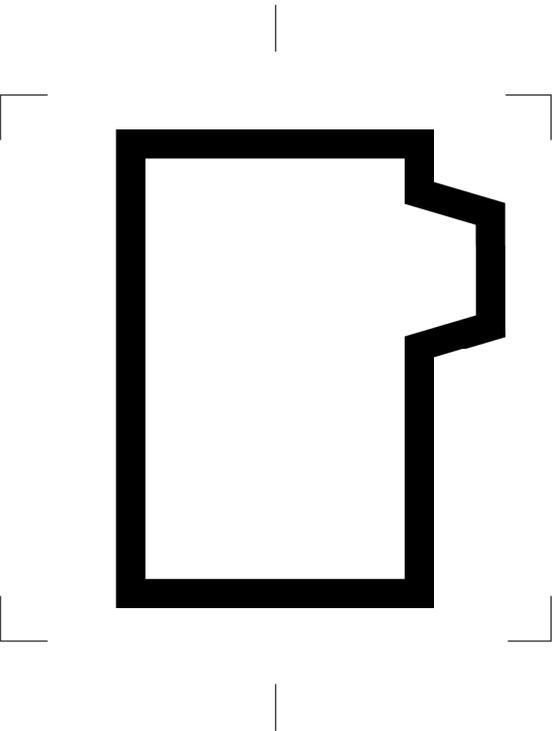
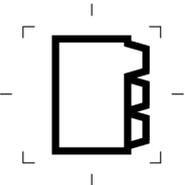
<p>名 称</p>	<p>タブ（インデックス）紙 Tab (Index) Paper</p>		<p>番 号</p>	<p>014</p>
				
<p>適 用</p>	<p>1. タブ紙またはインデックス紙の表示に使用する。</p>			
<p>使用上の注意</p>	<p>1. タブ紙を表現するものとして右図を使用してもよい。</p>			
<p>参考文献</p>				

図9 “タブ（インデックス）紙” の図記号

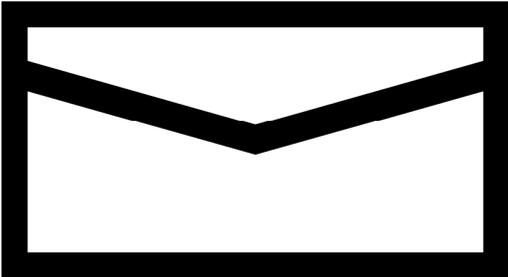
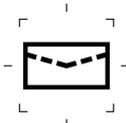
<p>名 称</p>	<p>洋形封筒 Envelope</p>	<p>番 号</p>	<p>015</p>
<div style="text-align: center;">  </div>			
<p>適 用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 洋形封筒の表示に使用する。 2. 向きを判別する場合には裏面を示す。 		
<p>使用上の注意</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 表面を示す場合は右図を使用する。 	<div style="text-align: center;">  </div>	
<p>参考文献</p>	<p>ISO 7000-2001, ISO 7000-2002</p>		

図 10 “洋形封筒” の図記号

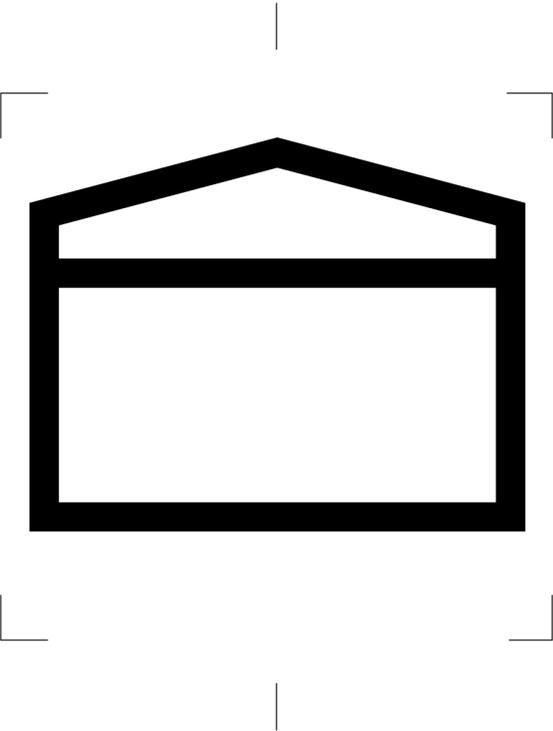
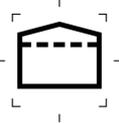
<p>名 称</p>	<p>洋形封筒（フラップ開） Envelope (Flap open)</p>		<p>番 号</p>	<p>016</p>
				
<p>適 用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 洋形封筒のフラップを開いた状態の表示に使用する。 2. 向きを判別する場合には裏面を示す。 			
<p>使用上の注意</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 表面を示す場合は右図を使用する。 			
<p>参考文献</p>	<p>ISO 7000-1999, ISO 7000-2000</p>			

図 11 “洋形封筒（フラップ開）” の図記号

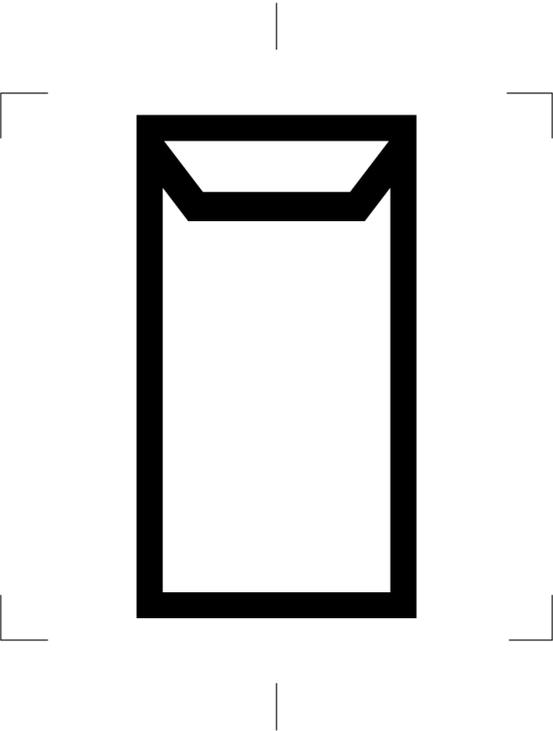
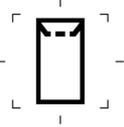
<p>名 称</p>	<p>長形封筒 Envelope</p>		<p>番 号</p>	<p>017</p>
				
<p>適 用</p>	<p>1. 長形封筒の表示に使用する。 2. 向きを判別する場合には裏面を示す。</p>			
<p>使用上の注意</p>	<p>1. 表面を示す場合は右図を使用する。</p>			
<p>参考文献</p>				

図 12 “長形封筒” の図記号

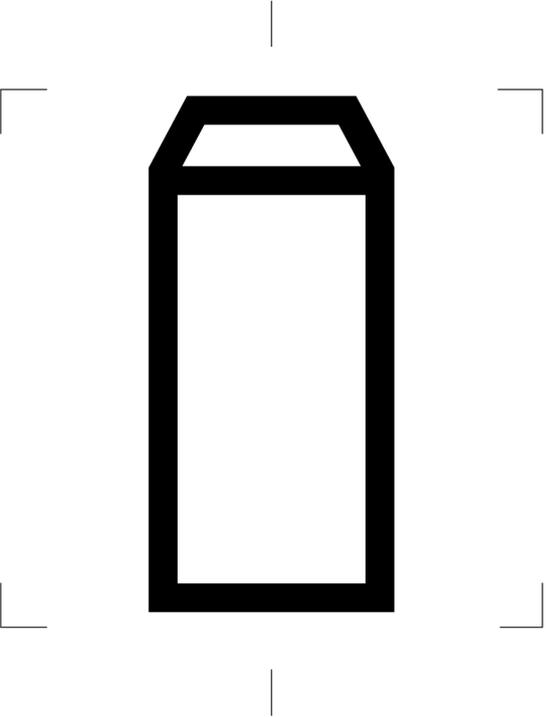
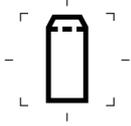
<p>名 称</p>	<p>長形封筒（フラップ開） Envelope (Flap open)</p>	<p>番 号</p>	<p>018</p>
			
<p>適 用</p>	<p>1. 長形封筒のフラップを開いた状態の表示に使用する。 2. 向きを判別する場合には裏面を示す。</p>		
<p>使用上の注意</p>	<p>1. 表面を示す場合は右図を使用する。</p>		
<p>参考文献</p>			

図 13 “長形封筒（フラップ開）”の図記号

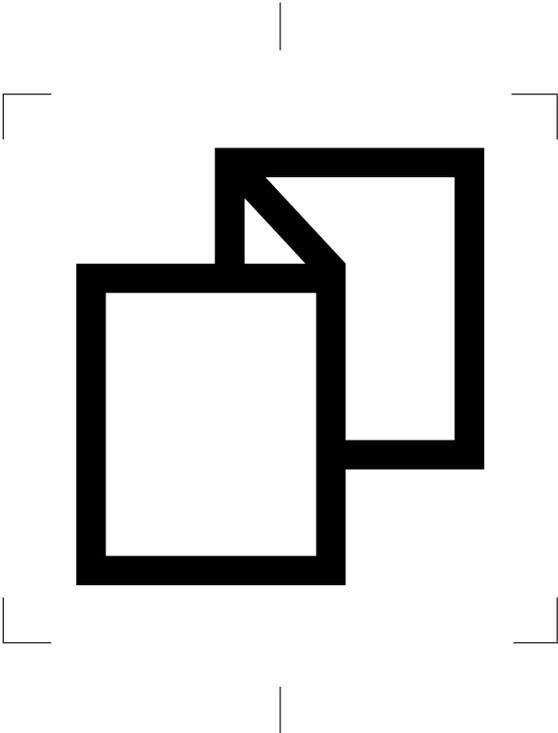
<p>名 称</p>	<p>折れた紙 Creased paper</p>	<p>番 号</p>	<p>019</p>
			
<p>適 用</p>	<p>1. 折られた紙, 折れぐせが付いた紙の表示に使用する。</p>		
<p>使用上の注意</p>	<p>1. 折られた紙, 折れぐせが付いた紙を禁止する表現として右図を使う。</p>		
<p>参考文献</p>			

図 14 “折れた紙” の図記号

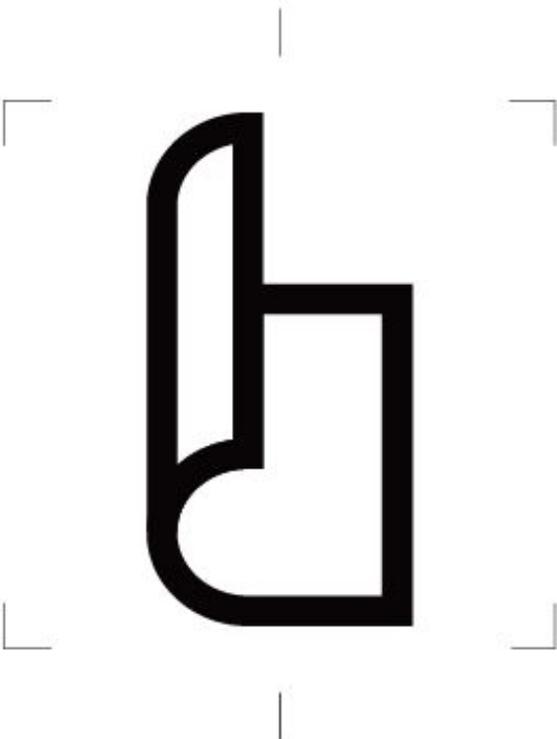
<p>名 称</p>	<p>カールした紙 Curled paper</p>	<p>番 号</p>	<p>020</p>
			
<p>適 用</p>	<p>1. カールした紙の表示に使用する。</p>		
<p>使用上の注意</p>	<p>1. カールした紙を禁止する表現として右図を使う。</p>		
<p>参考文献</p>			

図 15 “カールした紙” の図記号

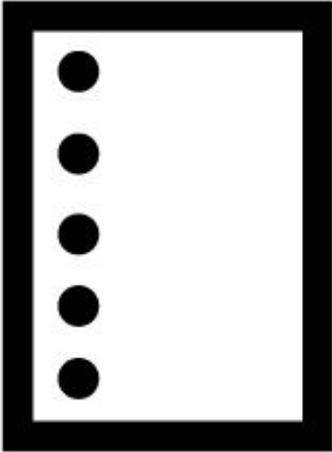
<p>名 称</p>	<p>パンチ済み紙 Hole-punched paper</p>	<p>番 号</p>	<p>021</p>
<div style="text-align: center;">  </div>			
<p>適 用</p>	<p>1. パンチ穴など穴のあいた紙の表示に使用する。</p>		
<p>使用上の注意</p>	<p>1. パンチ穴など穴のあいた紙を禁止する表現として右図を使用する。</p>		
<p>参考文献</p>			

図 16 “パンチ済み紙” の図記号

<p>名 称</p>	<p>濡れた紙 Wet paper</p>	<p>番 号</p>	<p>022</p>
			
<p>適 用</p>	<p>1. 濡れ紙, 湿った紙の表示に使用する。</p>		
<p>使用上の注意</p>	<p>1. 濡れ紙, 湿った紙を禁止する表現として右図を使用する。</p>		
<p>参考文献</p>			

図 17 “濡れた紙” の図記号

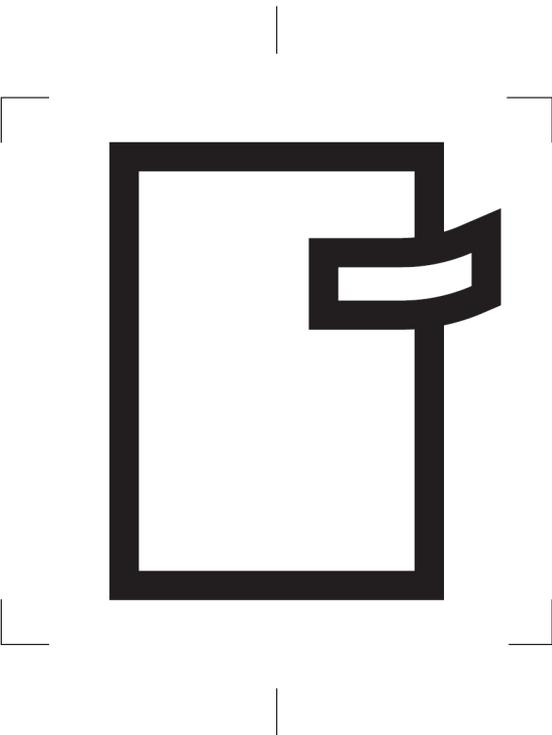
<p>名 称</p>	<p>付箋がついた紙 Paper with a tag</p>	<p>番 号</p>	<p>023</p>
			
<p>適 用</p>	<p>1. 付箋を貼りつけた状態の紙の表示に使用する。</p>		
<p>使用上の注意</p>	<p>1. 付箋貼りつけ紙を禁止する表現として右図を使用する。</p>		
<p>参考文献</p>			

図 18 “付箋がついた紙” の図記号

<p>名 称</p>	<p>インクジェット紙 Inkjet Paper</p>	<p>番 号</p>	<p>024</p>
<div style="text-align: center;">  </div>			
<p>適 用</p>	<p>1. インクジェット紙の表示に使用する。</p>		
<p>使用上の注意</p>	<p>1. インクジェット紙を禁止する表現として右図を使用する。</p>		
<p>参考文献</p>			

図 19 “インクジェット紙”の図記号

<p>名 称</p>	<p>はがき Postcard</p>	<p>番 号</p>	<p>025</p>
			
<p>適 用</p>	<p>1. はがきの表示に使用する。</p>		
<p>使用上の注意</p>	<p>1. はがきを禁止する表現として右図を使用する。</p>		
<p>参考文献</p>			

図 20 “はがき” の図記号

<p>名 称</p>	<p>紙幣のコピー禁止 Never copy of banknotes</p>	<p>番 号</p>	<p>026</p>
			
<p>適 用</p>	<p>1. 紙幣のコピー禁止の表示に使用する。</p>		
<p>使用上の注意</p>	<p>1. 禁止表現のみとし、紙幣の表現を単独では用いない。</p>		
<p>参考文献</p>			

図 21 “紙幣のコピー禁止” の図記号

<p>名 称</p>	<p>切手のコピー禁止 Never copy of Stamps</p>		<p>番 号</p>	<p>027</p>
				
<p>適 用</p>	<p>1. 切手など有価証券のコピー禁止の表示に使用する。</p>			
<p>使用上の注意</p>	<p>1. 禁止表示のみとし, 切手の表現単独では用いない。</p>			
<p>参考文献</p>				

図 22 “切手のコピー禁止” の図記号

<p>名 称</p>	<p>デバイスタッチエリア Device touch area</p>	<p>番 号</p>	<p>028</p>
			
<p>適 用</p>	<p>1. スマートフォンやタブレット, IC カードなどをタッチする場所を示す。</p>		
<p>使用上の注意</p>			
<p>参考文献</p>			

図 23 “デバイスタッチエリア” の図記号

複写機・複合機の図記号 解説

この解説は、本体に規定・記載した事柄を説明するもので、規格の一部ではない。

1 制定の趣旨

複写機・複合機の図記号は **JIS B 0139**（複写機・複合機—図記号）として 1981 年に制定され、2007 年に改正されているが、その後の技術の進歩及び機器のネットワーク化に伴い、新たな機能が複写機・複合機に実装されるようになった。この規格では **JIS B 0139** では規定されていないそれらの機能に対応した図記号をビジネス機械・情報システム産業協会（以下、**JBMIA** という。）の規格とすることによって、操作性に関する混乱を防止し、ユーザインタフェースの改善を図ることを目的とした。

2 2013 年制定時の経緯

図記号を定めた **JBMS-12**（事務機械に関する図記号）は 1982 年に制定後、2 度の改正を経て、**JIS B 0139** の改正に伴い廃止とした。2011 年に新たな図記号の規格化に当たり、規格名称を **JIS B 0139** にあわせて“複写機・複合機の図記号”として新たに制定した。2013 年にはこの改正版 **JBMS-83:2013** を発行した。

3 改正の経緯

JBMS-83（複写機・複合機の図記号）は 2007 年の **JIS B 0139** 改正後に実装されるようになった新たな機能に対応した図記号の規格として 2011 年に制定した。2013 年の改正では **JBMS-83** 制定時に採用を見送った図記号に対して更なる検討を行い、新たに 6 件の図記号の規格化を行った。その後 **JIS B 0139** 及び **JBMS-83** の図記号を国際規格化提案し、30 件を **IEC 60417** へ登録し国際図記号として規格化された。2015 の改正では国際規格化したものを削除し、新たに 10 件の図記号を追加している。

4 インターネット調査の概要

図記号の決定においては、ユーザーインターフェイス・デザインプロジェクト／ビジュアルランゲージ WG（以下、VLWG という。）が主体となり、インターネットを使用した理解度の調査を行い、その結果を参考にした。調査の概要は次のとおりである。

- a) **対象** 複写機・複合機を職場及び／又は家庭で使用している、国内の 20 歳代以上の男女一般ユーザー。
- b) **規模** 合計約 1 000 人。男女及び各年齢層の比率が、ほぼ均等になるよう配慮した。
- c) **方法** 各機能に対して、複数の図記号案を提示し、それぞれがどの程度適しているか（絶対評価）、及び最も適しているのはどの図記号案か（相対評価）の選択とした。

5 2013 年改正時の図記号選定の経緯

前回の改正では **JBMS-83** 制定時に採用を見送った図記号に対して、権利関係の確認、インターネット調査結果の取り扱いの見直しなど、更なる検討を行い、新たに 6 件の図記号の規格化を行った。その経緯を次に記す。

a) 図記号選定時の経緯

- 1) **番号 004 “言語切り替え”** 吹出しと顔とで“言語”を、矢印で“切替”の意味を表した。吹出し及び矢印だけの案も検討したが、顔を付随した案の方がインターネット調査の結果が良好であったため、顔を付随した案を最終候補とした。しかし、**CIPA DCG-003**（デジタルカメラの図記号に関するガイドライン）番号 38（言語）から一部のモチーフを引用した案だったため、権利関係の確認が不十分だったことから 2011 年制定時は採用を見送った。今回権利関係の確認が取れたので、この図記号を採用するに至った。
- 2) **番号 005 “設定”** **JIS B 0139-015**（スタート）でも使用されている、システムを表すひし形との組合せ案を検討し、インターネット調査においても結果が比較的良好であった。当初スパナのモチーフだったが、スパナが意味する範囲が曖昧だったことから 2011 年制定時は採用を見送り、昨今の情報機器に設定のアイコンとして多用されている歯車のモチーフを採用した。

“初期設定”から“設定”に名称が変更になった経緯は、名称が初期設定、設定など各社で統一されておらず機能も同一のものではなかったことから、広く包含する意味で名称を“設定”とした。
- 3) **番号 006 “くず（屑）の廃棄”** 実使用時の視認性を確保するため、くず（屑）の種類を特定しないことでよりシンプルなくず（屑）全般を表す図記号とした。インターネット調査結果も良好であった。実使用においてくず（屑）の種類を表示する場合には、この図記号とくず（屑）種類を表す図記号とを併記することを想定している。
- 4) **番号 007 “認証”** ユーザーを表す人型と個人認証の意味で認知されている“ID”の図記号とを検討したが、“人型+ID”を組合せた場合に“ID”が異なる意味に捉えられるため、2011 年制定時は採用を見送った。再検討した結果、パソコンなどで一般的に認知されている“鍵”と組合せた“人型+鍵”を検討した。“人型+鍵”の組合せは、当初のインターネット調査結果も良好であったこともあり採用するに至った。
- 5) **番号 008 “印刷面（表）横向き”** **JIS B 0139-045**において、横に向けて使用する場合が規定されていないため、応用図記号として採用した。
- 6) **番号 009 “印刷面（裏）横向き”** **JIS B 0139-046**において、横に向けて使用する場合が規定されていないため、応用図記号として採用した。

b) 図記号選定時に採用を見送った図記号 次に記す機能の図記号については、この規格での採用を見送った。その経緯を記載する。今後同様の機能の図記号を検討する際には考慮する必要がある。

- 1) **ジョブキャンセル** 2011 年制定時から引き続き、次項の“ジョブ状況確認”と合わせて、ジョブをビットの流れで表現したモチーフを検討したが、**IEC 60417-5251** と酷似することが判明した。加えて、キャンセルを表す **ISO 7000-1028** との整合を図るのが困難と判断し、廃案とした。
- 2) **ジョブ状況確認** 2011 年制定時から引き続き、インターネット調査で評価の良かった案をベースに検討したが、**IEC 60417-5251** と酷似しているため再検討とした。改めてジョブを表現するビットの流れを無くし、上位概念である“状況確認”を意味する図記号として検討したが、機器の状況確認と混同すると判断して廃案とした。

6 2015年版 図記号改正の経緯

JBMS-83 は国際規格を補完するものであり、定めた図記号の早期情報展開、及び複写機・複合機に限定した範囲で業界として必要な図記号を取りまとめたものである。2015年の新規図記号検討に当たっては、既存国際図記号との図案形状の整合、機能及び適用範囲の再確認、権利関係の確認、インターネット調査結果の取扱いの見直しなどの検討を行い、新たに10件の図記号を規格化した。また、2015年より国際提案を前提としたプロセスに変更し一般社団法人 電子情報技術産業協会（以下、JEITA という。）のデザイン委員会の下部組織であるビジュアルシンボル専門委員会との連携を図り事前に国際提案する図記号の絞込みも実施している。その経緯はb)に示す。

a) 国際登録に伴う図記号の削除 2013年度に実施した図記号の国際規格提案活動によって IEC 60417 に登録した図番号 001, 003, 006 及び 007 はこの規格から削除した。

この中で番号 002 “機器状態確認” は、2013年度の国際提案で“i”だけの一般図記号として登録（IEC 60417-6222）された。この“i”と他の要素とを組み合わせることは許容されており、又複写機・複合機に適用する図記号として原案が必要なため協会規格として継続する。

b) 図記号選定の経緯

- 1) **番号 005 “設定”** 2013年度の国際提案時にシステムを表す“ひし形”との組合せで提案したが、審議の過程で“ひし形”は不要と判断され図形要素の考え方に差異があることから提案を取り下げた。その後、“ひし形”がシステムを表す明確な規定が確認できなかったため、今回“ひし形”を削除した図案に修正している。しかし今後国際提案する場合は一般図記号として規格化される可能性が高い。JEITA では歯車以外のモチーフも使用していることから、JBMS-83 として国際提案は行わずに JBMS-83 の規格にとどめる判断をしている。
- 2) **番号 010 “ホーム”** 操作の起点となる画面を呼び出す機能表示として各社とも“家”をモチーフとしており、標準化に当たってはディテールの精査を行った。国際規格である IEC 60417-5957 (For indoor use only) とプロポーシヨンの整合を図りながら、各社共通で採用している“ドア”の要素を付け加えることで差別化を図った。しかし今後国際提案する場合は一般図記号として規格化される可能性が高い。JEITA では“家”をモチーフとした図記号で別の意味で使用している事例があることから、JBMS-83 として国際提案は行わずに JBMS-83 の規格にとどめる判断をしている。
- 3) **番号 011 “戻る”** 国際規格では“Undo”の意味で二種類の図記号が存在（IEC 60417-6051A, IEC 60417-6051B）しているため、複写機・複合機で採用する図記号を明確にする必要があると判断し JBMS-83 として規格化する。各社で使用している IEC 60417-6051B のプロポーシヨンをベースとした図記号を採用することとした。
- 4) **番号 012 “ステープル（ホチキス）針補給”** 用紙、トナーなどの消耗品の補給を示す図記号は国際規格化されているが、ステープル（ホチキス）針の補給の図記号は規格化されていない。既存の補給系図記号のプロポーシヨンをベースに作図し採用を決定した。次回の国際提案の候補となる。
- 5) **番号 013 “コピー（IDカード）”** 近年、市場のニーズから追加された機能であり標準化が必要と判断した。人物を示す図形は国際規格での表現と整合を図った。名称について UI 用語 WG に確認を取り、IDカードに限定せずに保険証、クレジットカードなども対象にできる“カードコピー”への名称変更の提案を受けたが、後に実施した有識者アンケートによって

図案が“クレジットカードに見えない”など、定義と図案との不一致が指摘された。実際に“ID カードコピー”の名称で提供している機能なので原案に戻すべきと判断した。次回の国際提案の候補となる。

- 6) **番号 014 “タブ（インデックス）紙”** タブ（インデックス）紙へのプリント機能を示す場合に使用する図記号として制定する。実際のタブ紙と同様にタブ位置は右側で作図した。次回の国際提案の候補となる。
 - 7) **番号 015 “洋形封筒”** 封筒へのプリント機能を使用するには、封筒の種類、セット面（表裏）及びフラップの開閉状態を指示する必要がある。洋形封筒を示すとともに表裏を意味する図記号として制定した。ISO 規格ではフラップを三角形で表現しているが、8) の“洋形封筒（フラップ開）”の場合に封筒に見えない（三角と四角とを組合せた抽象的な図柄になる。）ことから、より具象的な台形を採用している。次回の国際提案の候補となる。
 - 8) **番号 016 “洋形封筒（フラップ開）”** 洋形封筒のフラップを開いた状態を示すとともに表裏を意味する図記号として制定した。ISO 規格ではフラップを三角形で表現しているが、封筒に見えない（三角と四角とを組合せた抽象的な図柄になる。）ことから、より具象的な台形を採用している。次回の国際提案の候補となる。
 - 9) **番号 017 “長形封筒”** 長形封筒を示すとともに表裏を意味する図記号として制定した。次回の国際提案の候補となる。
 - 10) **番号 018 “長形封筒（フラップ開）”** 長形封筒のフラップを開いた状態を示すとともに表裏を意味する図記号として制定した。次回の国際提案の候補となる。
- c) **選定時に採用を見送った図記号** 次に記す機能の図記号については、2015年改正での採用を見送った。その経緯を記載する。今後同様の機能の図記号を検討する際には考慮する必要がある。
- 1) **番号 004 “言語切り替え”** 2013年に登録した図記号であるが、国際提案の事前協議の際に CIPA DCG-003（言語）と同じ機能ながら異なる図記号が発生することが問題視された。JEITA も同じ意見であることから JBMS-83 での登録を廃止とした。今後は CIPA DCG-003（言語）への準拠を推奨する。
 - 2) **ボックス** 各社有識者によるアンケート調査でプリンタアイコン（IEC 60417-5851）に似ているとの意見があり、識別性に問題があると判断して採用を見送った。用語は“ボックス”であるが実際には“フォルダ”をモチーフとしている事例が多く定義から見直す必要がある。
 - 3) **音声ガイド** 検討段階にて既存の国際図記号 IEC 60417-5210（Speak）が該当すると判断したが、正しくは“音声入力”を意味した図記号であることが解ったため改めて検討することとした。新規案作成の場合にはアクセシビリティプロジェクトに確認をとる必要がある。
 - 4) **IC カード認証** 同様の内容でアイコンとして規格化（ISO 7000-2828）されていることから国際提案の対象としないこととした。また今後は NFC 機能としてカードに限らずスマートフォン、タブレット PC なども対象となる可能性があり、今回は検討を見合わせることにした。

7 基本パターン

この規格で規定する図記号の創作ツールとして、JIS B 0139 解説 7.10（基本パターン）の条項を用いた。

8 2018年版 図記号改正の経緯

2015年版に登録された図記号は、国際規格を補完するものとして、複写機・複合機業界に必要なものをまとめており、改正された。2018年版は、さらにこの業界において、使用頻度の高い操作で、標準化することで、ユーザーの混乱を防ぎ、利便性が向上すると思われるものを選択した。各社共通して表示をおこなっている図記号を基にし、標準化にふさわしい案を決定した。決定するに当たっては、特に一般的な知見を得たほうがよいと思われる図記号3点（番号023“付箋貼りつけ紙”，番号026“紙幣のコピー禁止”，番号028“デバイスタッチエリア”）においては、国内1000人を対象にインターネット調査を実施し、案の妥当性を確認し、採用に至った。

番号019“折れた紙”，番号020“カールした紙”，番号021“パンチ済み紙”，番号022“濡れた紙”，番号023“付箋がついた紙”，番号024“インクジェット紙”，番号025“はがき”については、図記号自体を単独で、規格化を行い、国際化提案の対象とする。それらの紙の種類をADF(原稿送り装置)，もしくは給紙トレイに挿入することを禁ずる場合は、これらの図記号の上に、斜線などを重ね、禁止する表現も可とする。重ねた斜線との干渉をさけるための配慮をおこなっている。ただし、禁止表現と組合せた図記号は、国際化提案ができないため、参考例として記載してある。

番号026“紙幣のコピー禁止”，番号027“切手のコピー禁止”，番号028“デバイスタッチエリア”については、国際化提案からは除外する。

2018年版は、合計10件の図記号の規格化を行い、その経緯は次に示す。

a) 図記号選定時の経緯

- 1) **番号019“折れた紙”** 禁止原稿（破れ），禁止原稿（折り目），禁止原稿（しわ）のダメージ系図記号3種類についてVLWG参加各社の対応状況を比較した結果，①折れだけの表現，②破れだけの表現，③折れと破れを合わせた表現，④しわとカールを合わせた表現，など様々なパターンが存在することを確認した。そこでVLWG参加各社で何の要素を入れて図記号を構成するべきかの意識調査を行ない，「折れ」の表現と「ダメージ（破れ/しわ）」の表現を掛け合わせた図案は情報量が多く，好ましくないと判断して重要度の高い「折れ」の表現だけを採用することにした。取り消しの\との干渉を避けるため，逆Z型の構成を採用した。
- 2) **番号020“カールした紙”** カール部分が大きすぎるとロール紙に見えるという懸念から，半周のカール表現を用いることにした。
- 3) **番号021“パンチ済み紙”** 穴の開いた紙，連続穴開き加工が施された紙をADF(原稿送り装置)あるいは給紙トレイに挿入することを禁止する目的で規格化する。規格化に当たってはまず禁止する対象物を図記号として登録し，その使用上の応用例として正円と斜線からなる禁止マークと組み合わせて図記号化した禁止表現を制定した。
- 4) **番号022“濡れた紙”** 濡れた紙，湿った紙をADF(原稿送り装置)あるいは給紙トレイに挿入することを禁止する目的で規格化する。規格化に当たってはまず禁止する対象物を図記号として登録し，その使用上の応用例として正円と斜線からなる禁止マークと組み合わせて図記号化した禁止表現を制定した。
- 5) **番号023“付箋がついた紙”** 付箋を貼りつけた紙を示す場合の図記号として制定した。これは付箋を貼りつけた紙の給紙を防ぐ禁止図記号として禁止マークとともに使用することを想定しており，検討段階では「付箋のみと禁止マーク」もあったが，インターネット調査で最も評価の高かった図記号を

採用した。

- 6) **番号 024 “インクジェット紙”** インクジェット紙を表現するにあたり、インクジェットプリンター及びインク製造業者が使用している「しずく形状」が一般的に用いられていることを確認した。また VLWG 参加会社が共通している表現でもあることから採用した。インクジェット紙の禁止表現は斜め線が「しずく」と重なり、形状が認識できなくなるため、あえて位置をずらしているが本来は中央位置が望ましい。
 - 7) **番号 025 “はがき”** 日本と海外で共通使用できる「はがき」の図記号として制定した。日本の郵便はがきには郵便番号欄があり、海外では住所とメッセージを同じ面に記入するフォーマットになっているため、これらの差異を省略し共通要素である切手だけで表現した。日本のはがきは縦向き状態で切手が左上に位置し、海外は横向き状態で右上に位置することが主流であるため切手位置も含め共通化できている。
 - 8) **番号 026 “紙幣のコピー禁止”** 紙幣の表現に当たって VLWG 参加各社が現在使用中のアイデアを幾つか検討したが、どれを採用するか意見が分かれた。そこで有力な案 3 点に絞ってインターネット調査を行い、最も評価の高かった図記号を採用した。図案中に入れた国際通貨記号はドル、ユーロに加え¥（円もしくは元）とした。この禁止表現は国際規格に準拠していないため JBMA としては、国際提案は行わずに JBMS-83 の規格にとどめる判断をしている。
 - 9) **番号 027 “切手のコピー禁止”** もともとは「有価証券のコピー禁止」の意図で図記号の検討を行ったが、有価証券は切手のほか印紙や小切手など様々な種類があるため、最も代表的な有価証券である切手をモチーフに図記号を作成した。図案中の数字“5”は、取り消しを示す斜め線が重なっても見やすい位置を配慮して右上に配置した。この禁止表現は国際規格に準拠していないため JBMA としては、国際提案は行わずに JBMS-83 の規格にとどめる判断をしている。
 - 10) **番号 028 “デバイスタッチエリア”** スマートフォンやタブレットなどのワイヤレスデバイスから、直接プリントができる機器が増え、その規格やタッチポイントを示す図記号も様々なものが表示されている。ユーザーの混乱を防ぎ、プリントへの操作の利便性を向上させることを目的として、各社共通で利用できる図記号の制定を行った。タッチするポイントとなる部分を円形で表現し、デバイス又は IC カードとなるものを矩形で示している。決定するに当たり、インターネット調査で国内 1000 人を対象に調査した。ユーザーが図記号の意味を理解し、適切な表現になっていることを、調査結果から確認することができた。その調査結果を参考とし、さらに議論を重ね、今回の図記号の採用に至った。図記号案の検討や採用において、ワイヤレスデバイスを扱う JEITA ビジュアルシンボル専門委員会との連携も試みた。しかし、JEITA 参加企業において、関連する規格や独自の図記号などが存在し、そこへの影響は、困難を極めるとの考えがあり、連携することは中断している。国際化提案については、関連団体との協議を要することは必須であり、今回は複写機・複合機の分野での制定とする。
- b) **選定時に採用を見送った図記号** 次に記す機能の図記号については、この規格での採用を見送った。その経緯を記載する。今後同様の機能の図記号を検討する際には考慮する必要がある。
- 注記 “重ね貼り紙”** この図記号は重ね貼りした紙を給紙することによる機器への不具

合を防ぐ禁止図記号としての制定が目的であったが、「重ね張り紙」は「付箋がついた紙」と同様の状態と捉え、目的を重複させることを避けるため登録を見送ることとした。

9 基本パターン

2015年版同様、この規格で規定する図記号の創作ツールとして、**JIS B 0139** 解説 7.10（基本パターン）の条項を用いた。

JBMS-83 複写機・複合機の図記号

編集兼

中西 英夫

発行人

発行所 一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

〒108-0073 東京都港区三田 3-4-10 リーラ ヒジリザカ 7階

Tel 03-6809-5010(代表)